

「間接侵害」に関するヒアリング資料  
(20120829 著作権分科会法制問題小委員会)

社団法人 日本書籍出版協会  
社団法人 日本雑誌協会

(1) リーチサイト

【仕組み】

- ①国内サーバ上でHP(リーチサイト)を運営：大量の作品タイトル（テキストデータ）を表示
- ②（何者かが）無許諾で複製した書籍データを海外サイバーロッカー（オンラインストレージ）にアップロード
- ③①のタイトルと②の書籍データをリンクでつなぐ。

【リーチサイトの巧妙化・悪質化】

- 複数のサイバーロッカーにリンクをはる：ひとつのファイルを削除する労力が倍加する。
- 悪質サイバーロッカーとの連携：
  - ①削除要請に応じないまたは時間がかかるサイバーロッカーを選択（すでに9割のサイバーロッカーは米国から移転。準拠法もコンプライアンスの意識も様々）
  - ②ひとつのサイバーロッカーにファイルをアップロードすると、自動的に複数のサイバーロッckerにアップロードするサービスもある。
- リーチサイトでリクエストを受けつける。
- ユーザの情報提供を利用した、削除されたデータの迅速な再アップロード。
- マネタイズ
  - ①広告収入
    - A 自らのリーチサイトにアフィリエイト
    - B リンクの途中に広告サイトを挟む
  - ②サイバーロッckerからの（ファイルのダウンロードポイントによる）利益還元
- ※サイバーロッckerの収入源  
プレミアム会費（高速ダウンロードを可能にする）+広告収入
- 無許諾の複製であることが明白なファイルに特化して大量にリンク ⇔ 「誤って違法ファイルにリンクした」というレベルとは悪意の質が違う（まさに「自らその事実を知りながら」の行為）。

【データ蔵置サイトの所在国の問題】

- サイトの“見た目”、利用実態は同じであるにもかかわらず
- a) サイトのサーバ（在日本）=書籍データ蔵置サーバ（在日本）なら即逮捕（直接侵害）
  - b) リンクしている書籍データ蔵置サーバが在日本なら、発信者情報開示等も困難ではなく、逮捕も可能。
  - c) リンクしている書籍データ蔵置サーバが海外なら、サイト管理者の責任追及ができない→「管轄権」

(発信者情報開示) とプロ責法 (リンク行為の責任制限) が壁

#### 【現行法での対応】

- リンク先のサイバーロッカーにDMCA準拠の削除要請をだすのみ。  
(リーチサイトのレンタルサーバを突き止めて、サーバ会社と交渉：法的根拠はない)

#### 【リーチサイト対策の困難さ】

- 国内サーバ、ISPは、プロ責法を根拠に、原則HPの凍結・閉鎖、発信者情報開示に応じない。
- リーチサイトそのものは、もちろん一切の抗議・削除要請に応じない。
- サイバーロッカーは無料会員のダウンロードに非常に時間がかかる：出版社がファイルの真贋確認のために、マネタイズを助ける有料会員にならざるをえない。
- リクエスト、マネタイズの仕組み、再アップロードのスピードから考えて、管理人もしくはリーチサイト関係者が、書籍ファイルをアップロードしている可能性が極めて高いが証明できない。

#### 【国内の代表的リーチサイト】

- はるか夢の址（紅籍会グループ）<http://haruka-yumenoato.org/>  
紅籍会グループ：複数のリーチサイトを運営またはデータをはじめ情報共有やサーバの貸与等で提携。  
「ネットワーク・エンタテインメント・グループ」を自称  
※8/22～8/31 海外サーバへの移転実施（GMOクラウドWESTへの通報により）

#### 【資料4-2の説明】

- リーチサイト「はるか夢の址」から、書籍データをダウンロードするまで
- ①はるか夢の址トップページ：大量の作品タイトルと検索画面→タイトルをクリック
  - ②作品タイトル情報ページ→DL用URLをクリック
  - ③（外部サイト）ad.fly（ユーザのアクセスごとに、サイト管理者に広告収入）→スキップをクリック
  - ④Share-Links.biz（サイバーロッカー）トップページ→表示記号をクリック
  - ⑤Share-Links.biz ファイルダウンロード画面→無料／有料のダウンロードボタンをクリック  
→書籍データがローカルPCにダウンロードされる。

## (2) 「自炊の森」

2011年1月 秋葉原1号店をオープン。  
2011年10月 一旦閉店。経営者が替わる。  
2011年11月 秋葉原1号店が移転して営業再開。  
2012年4月 池袋店2号店オープン。

### 【「自炊の森」の業態】

- 書籍を裁断してスキヤナでデジタルデータに変換する行為（以下「自炊」）に関連して
- 自炊機材（裁断機、スキヤナ）及び自炊スペースのレンタル。
  - 同一店舗内に、「自炊の種」と称する裁断済みの書籍を大量に展示。継続的に新刊書籍を補充。
  - 利用者は「自炊の種」を店内で自由にデジタルデータ化して持ち帰ることができる。
  - 料金は、時間制の施設利用料として徴収。

店舗HPの【お店の課金の根拠は何でしょうか?】というFAQに対して、「スキヤナ及びPCを利用できるスペースの提供と、裁断代行のみとなります。いわば、コンビニのコピー機と同様のサービスをお考えください。」と回答している。また、スキヤナのスイッチングには店側は関与しないとしている。

○店舗HPでは、新刊入荷や複製可能な人気作品、複製可能な作品の検索を宣伝材料のメインにしており「在庫本コミック＆ライトノベル10冊1,000円キャンペーン」などを実施する（資料4-3参照）。

### 【自炊の森の問題点】

- ひとつの著作物の複製物（書籍）から、複数のデジタル書籍がつくられ、不特定多数に対して有償で提供されている。いわば、「デジタル書籍のオンデマンド出版」行為。
- 経営者は、複製機器、複製スペース、複製元の著作物を同一店舗内で支配管理している。

### 【このような業態が合法とされた場合の影響】

- 無許諾で権利者に対して一切の還元がないまま、ひとつの書籍から無限に複製物が生成され、不特定多数に対して提供される。
- 著作権者・出版社が書籍の収益から、更なる新たな創作を行っていくという「創造のサイクル」が崩壊しかねない。
- これから本格化するであろう電子書籍サービスの市場が失われ、出版社等が本格的な投資を躊躇せざるをえない。